

未来の子ども達のために・・・

## 伊万里市が目指す 男女協働参画社会

性別で役割や行動を  
決めつけません

「男だから」「女だから」と決め  
つけず、誰もが自分の生き方を  
自由に選ぶことができます

みんなの人権を  
尊重します

あらゆる人の人権が守られ、  
だれもが自分らしく生きられます

家庭でも社会でも  
支え合います

家事、子育て、介護など  
みんなで協力し合います

男女が一緒に考えて  
決定します

大切なことを決めるときは、  
みんなで一緒に考え、  
責任も分かち合います

差別や暴力を  
許しません

性別による差別や  
DVなどの暴力を  
許しません

心と体の健康を  
大切にします

男女の身体の特徴の違いを  
理解し、認め合います



＜発行＞伊万里市・伊万里市男女協働参画懇話会「いまりプラザ」

（事務局：伊万里市男女協働推進課）

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

TEL：0955-23-2115

FAX：0955-22-7213

ホームページアドレス：<http://www.city.imari.saga.jp>

メールアドレス：[danjo@city.imari.lg.jp](mailto:danjo@city.imari.lg.jp)

# だれもが自分らしく いきいきと暮らせる 社会を目指して

～伊万里市男女協働参画を推進する条例～



この条例はどんなもの？

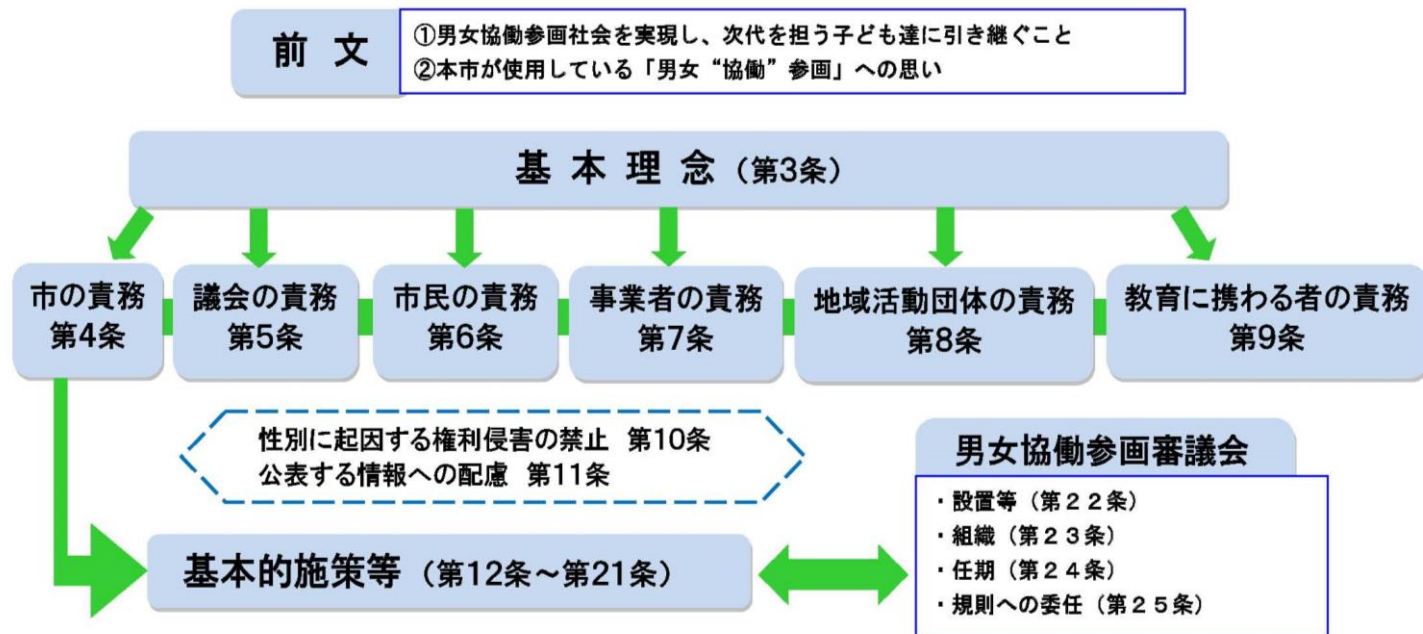
男女協働参画社会とは、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮することができ、互いの違いや多様な生き方を尊重しながら、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会です。

伊万里市は、この条例によって、暮らしの中に男女協働参画が根付いていくことを目指しています。

条例の内容については、市民や関係団体の代表で構成した「伊万里市男女協働参画の推進に関する条例制定委員会」での検討結果を尊重したものとなっています。

平成28年3月市議会で可決され、平成28年4月1日から施行しています。

## 条例の構成



### 基本となる考え方 (第3条 基本理念)

7つの柱を掲げて男女協働参画を推進します

#### ①男女の人権の尊重

性別による差別や暴力を受けなく、個人として尊重されること

#### ②性別による固定的な役割分担意識の解消及び選択の自由

「男だから・女だから」に縛られることなく、個性と能力を活かした生き方を選ぶことができること

#### ③政策及び方針決定過程への参画

男女が、様々な分野の政策及び方針の決定過程に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合うこと

#### ④家庭生活における活動と他の活動の調和

家族がお互いに協力し、家庭生活と他の活動とのバランスの取れた生活を送れること

#### ⑤性と生殖に関する健康と権利

一人ひとりが自分の体とお互いの性を尊重し、健康な生活を営むことができること



#### ⑥性別に違和感がある人等への配慮

身体上の性別に違和感がある人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人の人権が尊重され、配慮されること



#### ⑦国際的協調

男女協働参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること

### みんなの役割 (第4条～第9条 それぞれの責務)

市

男女協働参画の推進に関する施策をつくり、市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者と一緒に男女協働参画の社会づくりに取り組みます。

議会

意思決定機関として、男女協働参画の推進に配慮します。

市民

男女協働参画について理解を深めるとともに、家庭や地域などで、一人ひとりが責任と喜びを分かち合えるように取り組みましょう。

事業者

男女に関係なく、個性や才能をいかして仕事ができるように取り組みましょう。働く人が、仕事と家庭生活を両立することができるように配慮しましょう。

地域活動団体

地域や団体の会合、イベントの場などで、男女が対等な立場で参画できる環境を作りましょう。

教育に携わる者

性別にこだわらず、それぞれの個性と能力を認め合う意識を育てる教育に取り組みましょう。

### 市が行うこと (第12条～第21条 基本的施策等)

#### 基本計画の策定

男女協働参画基本計画の策定にあたっては、市民等の意見を反映するとともに、男女協働参画審議会の意見を聴きます。また、実施状況を毎年報告します。(第12条)

#### 政策・方針の決定過程での男女協働参画

市の審議会などの政策・方針決定過程への男女協働参画を進め、委員の男女比率が一方に偏らないよう努めます。(第13条)

#### 調査研究・情報収集

施策を効果的に実施するために、国内外の動向や市民意識等について、調査研究等を行います。(第14条)

#### 啓発・広報活動

男女協働参画に関する市民等の理解を深めるため、啓発事業の実施や広報活動を行います。(第15条)

#### 家庭生活と他の活動の調和

男女が共に社会のあらゆる場に参画するために、家庭生活と他の活動(職場や地域等)とのバランスが取れた生活が送れるよう、意識啓発や環境整備を行います。(第16条)

#### 防災の分野での取組

災害対応を含む防災の分野で、性別・年齢・障害の有無などあらゆる人のニーズの違いに配慮した取組が必要なため、施策段階から男女協働参画の視点を取り入れ、課題等について男女が一緒になって考えるとともに、災害の現場(避難所等)で男女協働参画が実現するよう、必要な措置を講じます。(第17条)

#### 教育・学習の充実

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場で男女協働参画に関する教育や学習が充実するよう、必要な措置を講じます。(第18条)

#### 市民等への支援

市民等(市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者の皆さん)が行う男女協働参画の推進に関する活動に対し、情報提供や研修会の開催等の支援を行います。(第19条)

#### 意見の申出

市民等は、男女協働参画の推進に関する施策または男女協働参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して意見を言うことができます。意見が出た場合、必要に応じ男女協働参画審議会の意見を聴いて、適切に処理します。(第20条)

#### 相談の申出

市民等は、性別による差別的な取扱いや男女協働参画の推進を阻害する行為について、市長に対して相談を申し出ることができます。申し出があった場合、関係機関と連携し必要な措置を講じます。(第21条)